

京都市告示第 12 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、令和2年4月1日から令和3年3月31日まで、アソビュー株式会社を京都市公金収納受託者として、元離宮二条城への入城料、二の丸御殿観覧料及びその他観覧料の徴収及び収納事務を委託します。

令和2年4月1日

京都市長 門川 大作
(元離宮二条城事務所)